

## 論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 **BILLAH Maruf**

論 文 題 目

題目

**A Legal Analysis of the International Crimes Tribunal  
Bangladesh**

(バングラデシュ国際犯罪法廷に関する法的分析)

論文審査担当者

主査 名古屋大学 教授 山形 英郎

委員 名古屋大学 教授 島田 弦

委員 名古屋大学 教授 石川 知子

# 論文審査の結果の要旨

## 1. 論文の概要と構成

Bangladesh International Criminal Tribunal (ICTB) が、2010年に設立された。しかし、その法的根拠である ICT 法 (Bangladesh の国内法) は、1973年に制定されており、40年近い休眠期を経ての活動開始であることに、様々な人権団体から批判が出されている。処罰対象は主として1970年の独立戦争時の犯罪行為である。なぜ40年を経た2010年なのか、不審の目で見られている。人権尊重の観点からも大きな懸念が表明されている。また、この間の国際判例の蓄積により、国際犯罪の構成要件も変化してきている。国際犯罪は国際法の規律対象でありながら、国内裁判所である ICTB が、どこまで国際法を適用すべきなのか、国際法判例を参照しながら、ICTB の事例を研究したのが本論文である。

本論文は、第1章の序論と第5章の結論部分を除き、本論は3章構成である。第1章では、ICTB に関連して解き明かされていない問題点を摘出する。①ICTB の法的性格付けはいかなるものか、②2009年改正において、一般的に信じられているように人的管轄権は拡大されたのか、③事項的管轄権は国際判例と齟齬がないか、④事後法は正当化できるかという諸点である。

第2章では、ICTB が設立されるまでの歴史的経緯を追う。1971年のパキスタン独立戦争を引き起こした民族対立を素描し、インドの参戦により戦争が終結を向かえたが、戦争中に行われた人道法違反の行為を処罰するために国際法廷の設立が模索されたことを描く。その後、1973年になってパキスタン戦犯を処罰することを目的とした ICTB 設立のための ICT 法が成立したが、Bangladesh の誕生を背景に、パキスタン人捕虜の本国への送還を容認し、ICT は活動を開始することもなく、ICT 法もお蔵入りすることになった。しかし、2009年に ICT 法が改正され、2010年に ICTB は活動を開始した。40年を経ての始動である。

第3章では、①の問題点に関して、設立法及び人的構成の二つを指標として採用する。ICTB は、他のハイブリッド裁判所とは異なり、条約や国連文書によって設置が規定されているわけではなく、ICT 法という国内法に基づいて設置された裁判所であることを明らかにし、裁判官及び検察官も外国人の参加がないことから、ICTB は国内裁判所であると論ずる。適用法については、ジェノサイド条約の適用が義務づけられていることや、強行規範たる慣習法が存在していることから、国際法を適用すべき義務を引き出す。

第4章では、人的管轄権、事項的管轄権及び時間的管轄権を取り扱い、問題点の②から④を取り扱う。まず、人的管轄権に関連して、問題②を取り扱う。2009年改正において「人」(person) が「個人」(individual) という文言に変わったこと、そして「組織」(organization) が加わったことで、管轄権の拡大が生じたのかどうかを議論する。研究者の中には、拡大を肯定する者が多いが、個人責任を追及する刑事裁判所において組織を処罰することはあり得ないし、現実にも存在していないことを示す。また、「個人」という表現は、国際刑事裁判所規程でも採用されている文言であり、文言の変更に、管轄権拡大を読み解くことはできないと結論する。

次に、事項的管轄権に関連して問題③を分析する。ジェノサイドの適用において主観的要件である「意図」が立証されていないという問題点を指摘する。また、人道に対する罪は、1971年当時、「国際的武力紛争との関連」を証明する必要があったが、Bangladesh 独立戦争の性格付けも裁判所によって行われておらず、適用の困難性を主張する。独立戦争は、インドの介入までは「国際的武力紛争」と位置づけることができないからである。また、内戦や「非国際的武力紛争」であるとすれば、

## 論文審査の結果の要旨

旧ユーゴ国際刑事裁判所タジッチ事件判決（1999年）が出るまでは、人道に対する罪を内戦に適用することができなかったと論ずる。

管轄権に関する最後の問題点として時間的管轄権に関する問題④を取り上げる。1971年の内戦に対して人道に対する罪を適用することは、事後法禁止原則に違反する。確かにインドが介入してからは国際的武力紛争になったが、それは短期間のことであり、裁判所は事件の発生日を特定していない。大部分は、インド介入前の犯罪と考えるのが自然である。そこで、事後法禁止原則が、人道に対する罪に適用できるかを検討する。第2次世界大戦後のニュールンベルク国際軍事裁判所も同様に事後法による処罰であったことを明らかにした上で、人道に対する罪は、事後法禁止原則の例外をなすと論じる。しかしそうであったとしても、内戦への適用が認められるのはタジッチ事件以降であり、1973年のICT法はタジッチ事件に依拠することはできないと主張する。また、もしも新しい国際実行に依拠するとすれば、人道に対する罪の新たな要件である「広範または組織的」な犯罪であることを満たす必要があるが、それも行われておらず、矛盾が多いことを明らかにした。

第5章の結論では、以上の論点毎の主張をまとめた上で、ICTBの背後に隠された政府の政治的思惑を明らかにすることで、政治化された裁判であるとの結論を導き出す。すなわち反政府政党の指導者を処罰することがもくろまれており、ICTBを利用することで、政権の安定を図る試みであると結論する。法的問題点を洗い出した後、その政治的背景を明らかにすることで、ICTBが抱える一層の問題点を表に出す。最後には、ICTBの裁判官や検察の政治からの独立の必要性を強調して筆を置く。

### 2. 評価

国際犯罪を処罰するための国際刑事裁判組織が多数設置されている。常設の裁判所として国際刑事裁判所（ICC）が設立されたのは、2003年のことである。1990年以降、内戦が頻発し、ジェノサイド等の国際犯罪が発生する事態を受け、国家が国際犯罪を処罰する意思がない場合や能力がない場合には、国際裁判所が管轄権を行使し、個人処罰が可能となった。国家の機能不全を前提に、国際社会が司法に介入することができるようになったのである。それに先立ち、旧ユーゴ内戦においては、国連安全保障理事会が制裁措置として旧ユーゴ国際刑事裁判所（ICTY）を設立し、個人の国際責任を追究することが実現した。ルワンダ国際刑事裁判所（ICTR）がそれに続いた。国際刑事裁判所は、条約や安保理決議に基づき設立され、裁判官をはじめとする職員は国際的に任命される。しかし、シエラレオーネ、カンボジア、東チモールなど、国際的要素と国内的要素を併せ持つハイブリッド裁判所も設立されてきた。設立根拠、適用法規、職員の任命などにおいて国際性と国内性がそれぞれ独自の濃淡を持った裁判所である。そうした国際刑事裁判組織の中でICTBは、異彩を放つ裁判所であり、その裁判実行を研究することは、国際刑事法の発展にとって不可欠である。

本論文の価値の一つは、ICTBの判例を研究することで、ICTBの内包する問題点を析出し、分析したことである。ICTBへの批判は多いが、そのほとんどが設立法、すなわちICT法に基づいた批判であり、判例分析までは行われていない。確かに、ICTBが国内裁判所であるとするならば、国内法であるICT法の枠内でしか行動することはできない。したがって、判例もその範囲内のものであると想像することはでき、判例分析は不要かもしれない。しかし、ICT法自身曖昧さを含んでおり、裁判所にはICT法を国際法に従って解釈する余地があった。また、ICTYをはじめとする先例を参照することで、国際法に

## 論文審査の結果の要旨

合致した ICT 法の適用も可能であった。しかし、ICTB 判例において国際刑事法分野の先例への言及はほとんどないこと、国際刑事裁判組織の実行との大きな乖離が認められることが明らかにされた。そうした ICTB の実行を、国際刑事法の発展に即して研究した意義は大きい。

第二に評価すべき本論文の価値は、ICTB の管轄権に関する問題に焦点を当てることで、管轄権問題に関しては網羅的な研究を行うことができたことである。人的管轄権、事項的管轄権及び時間的管轄権に関し、国際刑事裁判組織の判例の助けを借りて、それぞれの明確な範囲を確定するとともに、ICTB が有する問題点を適切に指摘することができた。

第三の価値は、ICTB という国内裁判所の研究でありながら、優れた国際刑事法の研究となっていることである。管轄権に関する国際刑事裁判実行を丹念に分析することで、ICTB を評価する際の批判軸を獲得している。特に、内戦における人道に対する犯罪の適用可能性や遡及処罰禁止原則については、最新の理論を援用しながら自説を展開しており、説得力を持った論証を行っている。

第四の価値は、裁判所の政治的利用という批判を視野に入れながらも、その点を議論する際に、あくまでも法的な議論を忘れなかったことである。政治批判には謙抑的な姿勢を維持しながら、法的分析を貫いている。そうすることで、短絡的な裁判批判に向かわずに、法理論上の究明を行っている。そのため、バングラデシュ法だけでなく国際法学への一定の貢献が果たされている。

こうした意義を認めつつも、本論文には論証が不十分な点もいくらか見受けられる。第一に、国際刑事法において国際犯罪の成立要件が明らかにされつつあるとしても、そして集団殺害犯罪（ジェノサイド）のように国際犯罪の一部は強行規範になっているとしても、国家は国内法においてどこまで正確に国際刑事法を遵守しなければならない国際法上の義務があるのか、本論文では明らかにされていない。国家には国際犯罪を処罰する義務があることは確認できるが、刑事手続の過程で、国際刑事裁判所規程や判例法から抽出される法原則上の要件と一言一句異なってはならないのか、国際刑事法上、国家の裁量の余地はあるのか議論は不十分である。

第二に、第一の問題点の国内法上の側面に関わる問題がある。バングラデシュ法における国際法の位置づけに関する問題である。ICTB を国内裁判所と位置づける以上は、ICTB が国際法を直接適用することはできず、国際法の国内法への編入が必要となる。そして国際法を国内法のどこに位置づけるかも国内法によって決定される。本論文は、ジェノサイド条約上の処罰義務や強行規範の概念を使って、国際刑事法の参照を正当化しているが、ICTB は国内裁判所であり、国内法のみを適用する裁判所であると理解しているため、国際刑事法を参照する必要はないとの反論があり得る。その点の考察は十分であるとは言えない。

第三に、国際人権法のアプローチが欠けている。被告人に対して公正な裁判を受ける権利が守られたのか、聴聞の権利は保障されたのか。さらにバングラデシュ憲法が保障する人権が、ICTB においては適用除外とされたことをどのように評価するか、差別禁止原則に抵触しないのか、といった点の検討が不十分である。時間的制約はあったにせよ、ICTB の政治利用を強調するのであれば、国際人権法からの評価は不可欠であったろう。

こうした問題点が認められるとしても、これらは、学位請求者の今後の研究にゆだねられるべき事項である。国際犯罪を処罰するために設けられた純粋な国内裁判所は ICTB が最初であることからしても、本研究の意義は否定できない。国内裁判所が国際刑事法実施の際に直面する問題点を考究するこ

## 論文審査の結果の要旨

とで、国際正義を実現するという高邁な国際刑事法の理念が、国内裁判所によってゆがめられ、政治利用される可能性を示唆した意義は大である。以上を総合的に判断した結果、本論文は、博士論文としての水準に足りるオリジナリティと学術的価値を有していると判断する。

### 3. 判定

以上のような審査の結果を基に、本論文は博士（国際開発学）の学位に値するものと判定する。